

インターンシップ促進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

就業体験やオープンカンパニーについては、企業理解の醸成や就職意欲の向上につながるものであるが、市内企業の多くが、ノウハウや人員の不足により、学生の受入を行っていない現状にあることから、市内企業における学生の受入を支援し、企業の受入にかかる負担感の削減や受入ノウハウを養成することで、インターンシップ促進による若者の市内定着促進や関係人口の創出につなげることを目的とする。

2 対象者

市内に事業所を有する企業、大学・専門学校等の学生（市外在住、在学の学生も含む）

3 委託業務の内容

(1) 事業ホームページの立ち上げ

本事業の案内、参加者の申込受付、企業向けページ等を含む事業ホームページを開設し、運用・管理を行う。

(2) 企業開拓

ア 企業への周知

企業向けの案内を作成し、企業への郵送やFAX等により周知を行う。

イ 企業からの申込受付

事業ホームページ内に企業向けの案内ページ及び申込フォームを設置し、申込受付及び管理を行う。

企業申込目標：50社以上

ウ コース設定

申込企業に対し、就業体験のカリキュラム作成依頼及び受入可能日のヒアリングを行う。またそれらの内容をもとにコース設定を行う。

コース設定に当たり、学生が市内企業を幅広く知るきっかけを作るため、短期間に様々な就業体験に参加できるような、複数企業のコースを組み合わせたプログラムを企画する。

(3) 参加者の募集・対応

ア 学生への広報

本事業のチラシ、ポスター等を作成し、大学等及び学生が利用する施設への掲示、イベントでの配布等により周知を行うことのほか、受注者の提案による大学等との連携を含めた効果的且つ集客方法を考慮した広報を実施する。

イ 学生の申込受付、管理

事業ホームページ内に申込フォームを設置し、申込の受付・管理を行う。なお、申込のあった企業に対し、なるべく多くの学生が就業体験に参加する機会になるよう、コース設定や申込受付方法において、申込を分散するための工夫を行うこと。

参加者申込目標：150人以上

ウ 参加者の対応

各コースの申込者に対して当日の集合場所、持ち物等について連絡する。また、開催日前日には予定及び体調等について確認を行う。

(4) 就業体験の実施

ア 実施時期

契約締結時から令和7年2月までの間

※学生等の夏季休暇等を考慮し効果的な時期に実施すること

イ コースについて

コース数やコースあたりの企業数、募集学生数、各企業の受入日数は発注者との相談により、別途定めるものとする。

ウ 実施内容

企業における就業体験は以下の条件のうちで、各企業担当者が自由にプログラムを設定し、受注者は必要に応じ、プログラム作成の助言・指導を行うこと。

- ・見学や座学のみではなく、必ず業務に関連するワークを取り入れた取組を含むこと
- ・安全に配慮したプログラム（危険物の取扱い、高所での作業、車両の運転免許が必要な業務、金銭等貴重品の取扱い、個人情報等の取扱い等は禁止）で実施すること
- ・会社説明、業務内容の説明等の企業理解を促すプログラムや社員との交流機会など社内の雰囲気、環境を体感することができる時間を設けること

エ 事後研修

同時期に実施するコースの参加者がオンライン又は対面で集合し、企業で体験した内容や感想の共有、振り返りを行い、今後の就職活動への活用方法等について講師が講義を行う。また、企業がオンライン又は対面で集合し、受入ノウハウを養成するための振り返りを行い、インターンシップの促進方法等について講師が講義を行う。

オ 付随事項

- ・事後研修後に満足度、感想、要望、認知経路、他のコースへの参加希望等の内容を含む参加者アンケートを実施する。
- ・参加企業に対するフォローアップ及びアンケートを実施する。
- ・企業での就業体験時間中を除き、スタッフが参加者に帯同し、誘導を行う。
- ・就業体験時のリスク保障の仕組みを取り入れること。

(5) 関係機関との連携

本事業の実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、若者の市内定着促進や市内企業の人材確保状況の改善に向け相乗効果が得られるよう、市が実施する他の事業や関係

機関等と連携・協力すること。

4 業務の報告

受注者は、本仕様書に定める業務内容に基づき実施した内容、アンケート結果、広報結果を含めた業務完了報告書を作成し、当該年度の全ての業務を完了したときは速やかに提出するものとする。

また、契約期間中、発注者が、必要があると認める場合には、受注者の運營業務の状況に関する報告を求めることができる。

5 その他留意事項

業務の実施に当たり、以下の点に留意すること。

ア 本事業については、令和4年6月に改正された文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」（3省合意）とは異なる取組となる。

イ 天災（地震、風水害等）や社会情勢等のやむをえない事情により、事業の実施が困難な場合は、実施方法や参加予定者等への対応などについて、発注者と協議し、対応すること。

ウ 業務において作成した成果物、広報媒体等の著作権は、市に帰属するものとする。

エ 本仕様書に定める業務の運営上の苦情については、発注者と調整の上、誠意をもって対応すること。

オ 本仕様書で定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度発注者・受注者で協議し解決するものとする。